**１　法律相談センター**

**（1）弁護士会の法律相談センターの役割**

弁護士会が運営する法律相談センターには次の役割がある。

1. 弁護士を知らない市民の窓口

　　法律相談センターは、弁護士を知らない市民にとって弁護士会に対する信頼のもとに弁護士にアクセスする場所であり、市民の司法に対するアクセス障害をなくす目的を有している。

1. 会員弁護士の業務対策

法律相談センターは、顧客を獲得するための窓口として、弁護士の業務対策としての位置付けを有する。

1. 若手会員の養成

法律相談センターは、若手会員の育成の場としての機能を有している。

**（2）法律相談センターの現状**

①　運営状況

東弁が運営に関わっている常設の法律相談センターは、池袋、北千住、渋谷、霞が関、新宿、錦糸町、蒲田、八王子、立川、町田がある（島嶼部を除く。）。このうち、東弁が単独で運営しているのは、池袋、北千住、渋谷の3つである。いずれも都市型公設事務所（順に、東京パブリック法律事務所、北千住パブリック法律事務所、渋谷パブリック法律事務所）を併設している特徴がある。

なお、錦糸町法律相談センターは、これまで東京三会で運営してきたが、第一東弁と第二東弁が撤退することになったため、2016（平成28）年1月からは東弁が単独で運営する予定である。

②　相談件数

　　法律相談センター（八王子・立川・町田を除く。）で東弁の会員が担当した相談件数は、2007（平成19）年度には年間で22,599件あったが、年々減少し、2014（平成26）年度には10,907件にまで減少した。実に半分以下に減ったことになる。

③　収支状況

　　法律相談件数の減少に伴い、法律相談事業の収入も減少傾向にある。法律相談事業の主な収入は相談料と納付金であるから、相談件数が減れば、その分、相談料収入が減り、これと共に受任件数も減少し、受任件数の減少に伴い、納付金も減少する構図となっている。

　　他方、法律相談センター（いわゆる「箱モノ」）は、法律相談件数、ひいては収入の多寡にかかわらず、一定の支出を余儀なくされるという基本的な性質を有している。すなわち、その支出の主たるものは、人件費と賃料・管理費であるが、これらは固定費であるから、収入が減ったからといって、その分、支出額が減る性質のものではない。

　　これらにより、2007（平成19）年度には、法律相談事業は年間で約1億5,000万円の黒字の事業であったが、年々収支が悪化し、2014（平成26）年度には約7,000万円もの巨額の赤字を生じさせる事業となっている。

**（3）法律相談事業の収支の改善に向けて**

　上述の巨額の赤字を座視することはできない。法律相談事業の収支の改善は、喫緊の最重要課題の一つである。

　そこで、2014（平成26）年11月18日は東弁において臨時総会が開かれ、この問題につき、以下の基本方針が満場一致で承認された。

１　法律相談事業の収支を改善するため、時機を失することなく的確・適切な改革を実行すること。

２　法律相談事業の目的・機能を踏まえつつ、法律相談センターの廃止・移転を含め、法律相談センターの在り方を見直すこと。

３　中長期的観点から法律相談事業の運営改善策を検討する組織を新設すること。

　この総会決議後、東弁は、受任事件の弁護士報酬の中から弁護士会に納める納付金の増額（100万円未満の報酬につき負担金割合を10%から15%に変更）、東京パブリック法律事務所及び渋谷パブリック法律事務所に支払う業務委託料の減額、北千住法律相談センターの運営方式を弁護士会の直営方式から北千住パブリック法律事務所への業務委託方式に転換することによる経費節減、インターネットによる法律相談予約制度の導入、費用対効果に疑問のある広告宣伝の廃止等の収支改善策を次々に実施した。

　さらに現在、総会決議の第3項に基づき新設した法律相談事業改革PTにおいて、法律相談センターの廃止・移転を含めた改革案が審議されている。その中で、錦糸町法律相談センターは、賃料の安い建物への移転が決定した。同PTの答申は、2015（平成27）年中にまとめられる予定である。

　今後は、同PTの答申を踏まえて、更なる収支改善策が検討・実施されるものと思料される。もとより法律相談事業の収支の適正化に向けた東弁の取組みについては、積極的に評価できるところであるが、同時に、冒頭で述べたように弁護士会の法律相談センターには市民の司法アクセスに資するという重要な役割があるので、赤字だから事業を縮小・廃止するといった短絡的な発想をするのではなく、弁護士の使命（弁護士法1条）に鑑み、市民のニーズに応える事業運営を行うことが最も肝要である。